

学則一部抜粋 【授業科目の評価について】

第4章 教育課程及び履修認定

(授業科目の評価)

第20条 授業科目の評価は、次のとおり科目ごとに行う。

- (1) 秀(90点以上)、優(89から80点)、良(79点から70点)、可(69点から60点)、不可(60点未満)をもって評価し、可以上を合格、不可を不合格とする。

(単位の認定)

第21条 各授業科目を履修し、その試験等に合格した場合は単位を認定する。

- 2 単位修得の認定は、認定会議の議を経て校長が行う。
- 3 在学中に他校で修得及び入学前の既修得単位認定については、細則に定める。